

所定疾患施設療養費の算定状況

厚生労働省の規程に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表します。

令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

疾病名	算定区分	件数	治療日数
肺炎	(I)	1件	7日
尿路感染症		11件	67日
蜂窩織炎		3件	16日
带状疱疹		8件	50日

令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

疾病名	算定区分	件数	治療日数
肺炎	(I)	0件	0日
尿路感染症		6件	33日
蜂窩織炎		2件	10日
带状疱疹		1件	3日

令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

疾病名	算定区分	件数	治療日数
肺炎	(I)	3件	17日
尿路感染症		20件	137日
蜂窩織炎		4件	28日
带状疱疹		1件	4日

令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

疾病名	算定区分	件数	治療日数
肺炎	(I)	0件	0日
尿路感染症		25件	159日
蜂窩織炎		3件	21日
带状疱疹		1件	5日

【算定条件】

1. 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態になった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が適切に行われた場合に
（Ⅰ）を算定するときは、1回に連続する7日を限度とし月1回に限り算定する。
（Ⅱ）を算定するときは、1回に連続する10日を限度とし月1回に限り算定する。1月に連続しない1日を7回又は10回算定することは認められないものであること。
※（Ⅱ）を算定する場合は、検査等をする医師が介護保険施設の医師が感染症対策に関する内容を含む研修を受講していること。
 2. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
 3. 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
- ※（Ⅰ）（Ⅱ）共通
- イ 肺炎
 - ロ 尿路感染症
 - ハ 带状疱疹
 - ニ 蜂窩織炎
 - ホ 慢性心不全の増悪
4. 算定するにあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療記録に記載しておくこと。
 5. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。